

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成23年4月12日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時  
平成23年5月10日午前10時30分
- 2 公売（入札）締切日時  
平成23年5月10日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所  
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
京都市中京区役所 4階会議室
- 4 公売の方法  
入札
- 5 公売保証金の納付期限  
平成23年5月10日午前10時50分
- 6 開札の日時  
平成23年5月10日午前11時00分
- 7 売却決定の日時  
平成23年5月17日午前11時00分
- 8 売却決定の場所  
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
京都市中京区役所 4階会議室
- 9 買受代金の納付期限  
平成23年5月17日午前11時30分
- 10 買受人の資格その他の要件  
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容  
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示, 公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は, 現金又は小切手 (銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で, 京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。) でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し, 売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し, 次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には, 売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は, 買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は, 買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので, 取得後の毀損, 焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は, 買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は, いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は, 行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財 2

2 見積価額

3,730,000円

3 公売保証金

380,000円

4 公売財産の表示

主である建物の表示

京都市右京区梅津南町 56番地, 55番地

家屋番号 56番0の1

居宅

木造瓦葺2階建

1階 177.50㎡

2階 76.23㎡

附属建物の表示

符号 1

物置

木造瓦葺平家建

28.42㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、市バス「長福寺道」停留所から南方へ約370m（道路距離）に位置する。
- (2) 公売財産の不動産登記簿の附属書類である建物図面によると、主である建物は第三者が所有する公売対象外土地に建築されている。また、附属建物は所有者を同じくする売却区分行財1の土地に建築されている。
- (3) 公売財産のうち、主である建物は不動産登記簿によると昭和43年月日不詳新築であり、附属建物は年月日不詳新築である。

## 6 法的規制, 利用状況等

- (1) 第一種住居地域, 準防火地域, 指定建蔽率60%, 指定容積率200%, 15m第二種高度地区, 岸辺型建造物修景地区, 遠景デザイン保全区域(11)(4)(38), 屋外広告第二種地域
- (2) 公売財産は, 平成23年3月現在, 第三者が居住しており, 当該居住者の申立てによると, 所有者との契約内容は次のとおりである。  
契約形態, 口頭。賃料, 月額金5万円。契約期間, 不明。契約締結日, 平成20年4月15日。
- (3) 公売財産所有者及び各底地所有者等の申立てによると, 平成23年3月現在, 底地及び建物の利用に関する契約の存否は不明であるとのこと。

## 7 その他公売条件

公売財産内の動産等の処理は, 所有者と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)